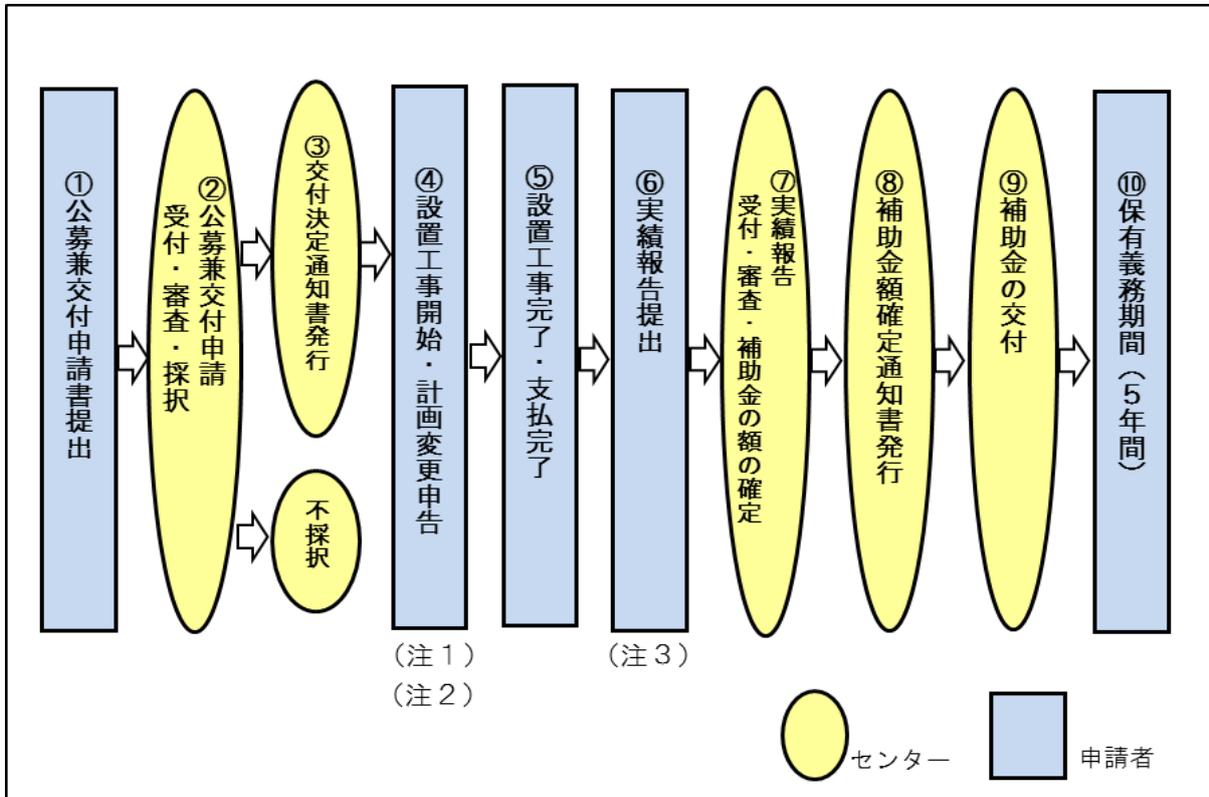


2. 補助金申請のプロセスと期間

2-1. 補助事業の流れ



注1：全ての事業において充電設備の発注、設置工事の施工開始および支払は交付決定通知書の受領後に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注2：交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「14-5. 計画変更」を参照してください。

注3：実績の報告期限がやむを得ない理由により遅延する場合はセンターへ報告し、承認を得てください。ただし、実績報告の最終提出期限は平成31年1月31日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成31年2月19日（火））となります。詳しくは「14-4. 実績報告日期限遅延事由」を参照してください。

2-2. 申請のプロセスと期間

申請される方は、インターネットにより申請提出期間内に当センターの「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金オンライン申請システム」（以下「オンライン申請システム」という。）を利用して、申請のデータ入力および必要書類をアップロードします。データを一括申請後、「公募兼交付申請書（様式1）」を印刷し、押印の上、原本をセンターに郵送で提出します。

センターは、事業目的等に鑑み適当とした申請に対してのみ採択し「交付決定通知書」を発行し通知します。採択締切日は全事業共通で、5月31日、6月29日、7月31日、8月31日、9月28日、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業は10月31日、11月30日、12月17日となります。採択時期は各締切日の翌月中旬となります。採択された申請はホームページで公表します。

申請の提出期間は平成30年4月13日（金）～平成30年9月28日（金）です。

ただし、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、最終提出期限が平成30年12月17日（月）となります。

最終日までに「公募兼交付申請書（様式1）」がセンターに到着しているものが有効となります。（消印有効ではありません。）なお、採択された申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、申請の提出期間中であっても終了する場合があります。その場合には、センターのホームページ上で告知します。

不採択となった申請も、上記提出期間内であれば内容を変更し「公募兼交付申請書（様式1）」の提出が可能です。

2-3. 実績の報告期限

補助金の交付を受けるためには、実績の報告が必要です。

充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内
に実績の報告をすることが必要です。

報告の最終期限は平成31年1月31日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成31年2月19日（火））です。最終日までセンターに報告されているものが有効となります。